

貴金属積立・貴金属現物取引 取引ガイド  
(ドットコモディティ・オンライン・ゴールドクラブ)  
契約締結前交付書面

2013年2月

ドットコモディティ株式会社

「ドットコモディティ・オンライン・ゴールドクラブ」  
ーオンラインサービス取引約款ー

**第1条(目的)**

ドットコモディティ株式会社(以下、「当社」といいます。)のオンラインによる貴金属積立・貴金属現物取引とは、当社と本約款を承諾したお客様(以下、「会員」といいます。)との間において貴金属地金購入委託契約(以下、「本委託契約」といいます。)を締結し、当社が、会員の委託により毎日(以下、「当社営業日」といいます。)、本約款第5条第1項に規定する価格にて貴金属地金を購入し、会員の購入された貴金属地金を消費寄託により受託・保管し、さらに会員の指示に基づいて売却を行うサービス(以下、「ドットコモディティ・オンライン・ゴールドクラブ」といいます。)をいいます。本約款は、会員がこのサービスを利用して当社と取引される場合の手続きおよび本委託契約等の内容を規定するもので、かつ本委託 契約および付帯サービスとして適用されるものとします。

**第2条(本委託契約の申込および契約の成立)**

ドットコモディティ・オンライン・ゴールドクラブに関する本委託契約の締結および付帯サービスの提供を希望される会員は、当社所定のインターネット口座開設フォームに必要事項を入力し当社に送信いただきます。当社がインターネット口座開設フォームに入力された申込情報を受信した後、会員は、当社が指定する本人確認書類を当社が指定する方法で送信いただきます。当社は、本人確認書類を含む申込内容を確認後、当社よりログイン情報を書面ならびに電子メールにて会員に通知いたします。

- 2 当社が、本条第1項に定めるログイン情報を発行した時点をもって、本委託契約が成立したものとします。
- 3 前項の本委託契約の成立日をもって、会員は、本委託契約を締結された会員として当社に登録されるものとし、以後、付帯サービスの提供を受けることが可能となります。

**第3条(購入委託代金等および支払方法)**

本委託契約に係る購入委託代金(以下、「購入委託代金」といいます。)は、定額積立の場合は月額1,000円から会員のご希望により1,000円単位で上乗せした金額とします。また、定量積立の場合は月量1グラムから会員のご希望により1グラム単位で上乗せした量とします。(※銀は月量10グラム以上10グラム単位となります。)

- 2 会員は、別途定める年会費(以下、「年会費」といいます。)を当社に支払う義務が生じます。尚、年会費は本委託契約による購入を中止される場合でも引き続き付帯サービスをご希望される場合には請求させていただきます。また、中途解約の場合、年会費はいかなる理由があっても返却いたしません。
- 3 当社は、本委託契約の申し込みをされた月以降、毎月25日(休日の場合は、翌営業日)計算区域終了時(午後3時30分)までに会員より積立設定依頼を受信した場合は、毎月26日(休日の場合は、翌営業日)計算区域開始時(午後3時30分)以降に購入委託代金を会員の貴金属積立・貴金属現物取引口座(以下、「現物口座」

といひます。)より自動引落しさせていただきます。なお、本委託契約が成立した月の26日(休日の場合は、翌営業日)を「引落基準日」とし、定量積立の場合は毎営業日ごとに会員の現物口座より自動引落しさせていただきます。ただし、積立設定依頼を行った場合でも毎月25日(休日の場合は、翌営業日)計算区域終了時(午後3時30分)までに会員より積立解除依頼を受信した場合は、積立設定を解除いたします。

- 4 本条第2項に定める年会費について、新規に加入される会員の年会費は、初回買付日の属する月の最終の当社営業日に現物口座より自動引落しさせていただきます。自動継続をされた会員の年会費については、次年度以降、初回年会費徴収日が属する月の最終の当社営業日に自動引落しさせていただきます。なお、引落時点で現物口座に現物保有残高のない口座について年会費は発生いたしません。年会費の引落日より連続して3ヶ月間年会費の徴収ができなかった場合は、当社は任意に会員と本委託契約を解除し、併せて会員としての登録を抹消することができるものといたします。この場合、既に積み立てられている貴金属地金については、当社が本委託契約を解除した時点における当社公表買取価格にて買い取らせていただき、徴収すべき年会費を差し引いた金額を所定の方法でお支払いいたします。

#### 第4条(購入期間および満了について)

会員が本委託契約に基づき購入委託する期間(以下、「購入期間」といひます。)は、引落基準日が属する月の翌月第1営業日(以下、「購入開始日」といひます。)から、取引画面での会員の指示により満了するまでとします。

#### 第5条(購入方法)

##### 【定額積立】

当社は、前条に定める購入開始日より、会員の申込金額に応じて毎営業日一定額ずつ当日午前9時30分発表の当社ロンドン渡し小売価格(税抜き)(以下、「当社小売価格」といひます。)にて貴金属地金を購入し続け、購入期間満了まで継続するものとします。なお、毎営業日の購入金額は1ヶ月当たりの購入委託代金を各月当社営業日日数で除した金額とし、端数は各月の購入第1営業日に調整します。

- 2 本条第1項における貴金属の購入量はグラム単位の小数点第6位以下を切り上げ、小数点第5位以上を有効購入量とします。

##### 【定量積立】

- 3 当社は、前条に定める購入開始日より、会員の申込量に応じて、毎営業日一定量ずつ当日午前9時30分の当社小売価格にて貴金属地金を購入し続け、購入期間満了まで継続するものとします。なお、毎営業日の購入量は、1ヶ月当たりの購入量を各月当社営業日日数で除した金額とし、端数は各月の購入第1営業日に調整します。
- 4 本条第3項における貴金属の購入量はグラム単位の小数点第6位以下を切り上げ、小数点第5位以上を有効購入量とします。

##### 【ボーナス積立】

- 5 会員は、取引画面より指示することにより、任意の年2回のボーナス増額積立、またはボーナス増量積立購入をすることができます。購入方法は、本条第1項ないし第4項に準じます。

- 6 前各項の定めにかかわらず、当社が、市場で正常に取引ができないと判断した場合、いずれの積立の受付も停止することがあります。さらに、積立の再開時期等については、当社が任意に定めるものとします。

#### 第 6 条(一時停止)

- 会員は、購入期間中にかかわらず取引画面より指示することにより、一時的に毎月の積立を停止し、積み立てた貴金属現物を引き続き当社に寄託することができます。会員が本条に基づき第 5 条に定める貴金属の購入（以下、「積立購入」といいます。）を停止している期間（以下、「購入停止期間」といいます。）においても、引き続き本約款に従って付帯サービスを利用することができます。
- 2 前項に定める会員の当社に対する積立停止指示の締切日は、毎月 25 日（休日の場合は、翌営業日）計算区域終了時（午後 3 時 30 分）とし、当社が取引画面により会員の指示を受領した場合、お申込月の購入委託代金の引落しを停止し、お申込月の翌月の当社第 1 営業日より積立購入を停止するものとします。
  - 3 会員が本条により積立購入を停止している期間中であっても、特段の明示的規定がない限り、通常の積立購入が継続している場合と同様に本約款の各条項は適用されるものとします。
  - 4 本条に基づき積立購入を停止している会員について購入期間が満了した場合、会員の購入停止期間も延長され、会員は引き続き貴金属現物を当社へ寄託するものとします。かかる自動更新の場合、会員において年会費の支払義務が生じます。

#### 第 7 条(再 開)

- 前条により積立購入を停止している会員は、取引画面より指示することにより、購入を再開することができます。
- 2 積立購入が再開された場合の購入委託代金のお支払い方法は、通常の積立購入と同様に本約款第 3 条の規定に従います。

#### 第 8 条(付帯サービス)

- 会員は、購入期間中に次のサービスを受けることができ、これらのサービスを付帯サービスとといいます。
- (1) 消費寄託による貴金属現物の保管
  - (2) 貴金属現物購入（スポット購入）ならびに当社に寄託している貴金属現物の売却
  - (3) 貴金属情報サービス
- 2 本条第 1 項各号の内容については、それぞれ本約款中の各条に従うものとします。
  - 3 会員は、購入を中止した場合においても本条第 1 項に定める付帯サービスを受けることができます。但し、会員より付帯サービスの停止について申出がなされた場合には、この限りでないものとします。

#### 第 9 条(消費寄託による貴金属現物の保管)

- 当社は、会員が本委託契約に基づいて毎月の積立、あるいは付帯サービスにより購入した貴金属現物を、購入と同時に預かりします。
- 2 お預かりする金・銀地金は、純度 99.99%以上の東京商品取引所の受渡供用品銘柄として規定された規格の金・銀地金、若しくはロンドン貴金属市場協会（LBMA）の受渡供用品銘柄として規定された純度 99.50%以上の金、純度 99.90%以上の銀地金とします。プラチナ地金は、純度 99.95%以上の東京商品取引所の受渡供用品

銘柄として規定された規格のプラチナ地金、若しくは同等の市場価値を有するロンドンプラチナ&パラジウム市場（LPPM）の受渡供用品銘柄として、規定されたプラチナ地金とします。

- 3 本条第 1 項に定める貴金属現物は、消費寄託の方法により保管するものとし、その保管先は、当社もしくは当社が適切と判断する第三者とします。会員は、購入された貴金属現物と同種・同等・同量の貴金属の返還請求権を、当社に対し取得することになります。
- 4 前項に基づき当社が保管する貴金属現物については、当社はその全部または一部を当社が適切と判断する方法で運用させていただきます。
- 5 会員の当社に対する貴金属現物の返還請求方法は、本約款に定めるところに従い、貴金属現物の売却の方法によるもののみとします。

#### 第 10 条(貴金属現物の売却)

会員はいつでも取引画面より指示することにより、ご希望の日に貴金属現物の全部または一部をご売却することができます。

- 2 売却の単位は全量もしくは定量での 1 グラム以上 1 グラム単位（※銀は 10 グラム以上 10 グラム単位）、あるいは定額での 1,000 円以上 1,000 円単位とします。この場合のご売却価格は、当社が会員よりご売却の指示を受付けた当日の当社公表の買取価格（税抜き）（以下、「当社買取価格」といいます。）となります。ただし、当社は、市場で正常に取引ができないと判断した場合、ご売却の受付を停止することがあります。
- 3 受渡後の売却代金は、取引画面内での会員の指示により毎営業日午後 3 時 30 分までに受付けた出金依頼に関しましては、受付日の翌営業日に会員のお届け金融機関口座に送金します。送金手数料は当社負担とします。

#### 第 11 条(貴金属現物の購入)

会員は、貴金属購入代金を当社の現物口座に現金にて振込むか、もしくは当社の国内・海外商品先物口座より現金の振替処理を行い入金することを条件に貴金属現物を購入（以下、「現物購入」といいます。）することができます。

- 2 現物購入に係る単位は定量での 1 グラム以上 1 グラム単位（※銀は 10 グラム以上 10 グラム単位）、あるいは定額での 1,000 円以上 1,000 円単位とします。この場合の購入の価格は、当日の当社発表の当社小売価格となります。ただし、当社は、市場で正常に取引ができないと判断した場合、ご購入の受付を停止することがあります。
- 3 現物購入により購入した貴金属現物は、自動的に現物口座に組入れて保管します。保管方法およびご売却の方法は、本約款第 9 条ならびに第 10 条の規定に従います。

#### 第 12 条(貴金属現物の返却)

当社がお預かりしている貴金属地金の返却については、会員が登録した住所へのみ郵送します。返却に際し発生する費用は会員が負担するものとし、その金額および決済条件ならびに返却対象貴金属地金については、別途当社が定めるところに従うものとします。

- 2 会員は当社に対し、メールもしくは電話で貴金属地金の返却の申込を行うこととします。店頭での返却の申込みおよび店頭での返却の取扱いは一切できないものとします。



### 第 13 条(解 約)

会員は、いつでも会員より指示することにより、「ドットコモディディ・オンライン・ゴールドクラブ」を解約することができます。

- 2 前項の場合、当社が会員からお預かりしている貴金属現物があるときは、本約款第 10 条の規定に準じて、会員は当社にご売却することができます。
- 3 本条に基づき貴金属現物をご売却する場合は、当日の当社発表の当社買取価格にて買い取ります。売却代金のお支払いについては本約款第 10 条第 2 項に準じます。

### 第 14 条(契約解除)

会員が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は本委託契約を解除し、併せて会員としての登録を抹消します。

- (1) 申し込み時に虚偽の申告をしたとき
- (2) 本約款のいずれかに違反したとき
- 2 当社が本条第 1 項により本委託契約を解除する場合、当社は会員に対して書面または電子メールにより、その旨を通知します。但し、当社が通常の連絡方法を用いても通知できない場合には、通常到着すべき日時をもって上記通知が完了したものとみなします。
- 3 本条により本委託契約の解除がなされた場合には、当社は、本条第 2 項に定める通常到着すべき日の属する月の翌月第 1 営業日の当社買取価格にて、お預かりしている積立貴金属の全量を買取ります。売却代金のお支払いにつきましては、第 10 条第 2 項に準じます。

### 第 15 条(供 託)

本約款第 12 条、第 13 条、第 18 条のいずれかに従って、会員が売却した積立貴金属の代金を当社がお支払いの手続きをしたにもかかわらず、会員のお受け取りがなく相当期間を経過した場合、当社は当該売却代金を東京法務局へ供託することができるものとします。またこれにより、当社の会員に対する一切の責任は終了するものとします。この場合、送金等、売却代金の返却業務に要した費用は会員のご負担となります。

### 第 16 条(譲渡禁止)

会員は、当社の承諾なくして、預かり貴金属あるいは預かり貴金属の返還請求権その他の本約款に基づく権利を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。万一、上記に違反したために生じた紛議等については、当社は一切責任を負いません。

### 第 17 条(届出事項の変更)

会員は、本委託契約締結時に当社に届け出た名前、住所、電話番号、金融機関 口座等について変更があった場合は、直ちに当社に通知し、所定の手続きを行う必要があります。

- 2 本条第 1 項の届出がないために、当社からの通知もしくは送付書類その他のものの到着が遅延し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき日時に会員に到着したものとみなします。
- 3 本条第 1 項の届出がなされる前に生じた会員の損害については、当社は一切責任を負いません。

#### 第 18 条(個人情報取扱い)

当社は、本委託契約の締結もしくは本委託契約を適切に遂行する目的においてのみ、会員より取得した会員の個人情報を利用するものとし、それ以外に目的で会員の個人情報を利用する場合には、事前に会員の承諾を得るものとし、

#### 第 19 条(不可抗力)

天変地異、戦争、内乱、暴動、法律の制定改廃、公権力による命令・処分・指導、郵送機関の事故、市場の急激な変動、市場で正常に取引ができない状態、その他当社の責に帰すことのできない事由により会員が受けた損害について、当社は一切責任を負いません。なお、これらの事由の発生により、会員との間の本委託契約に基づく取引を継続しがたい事由が発生した場合、当社は本委託契約に基づく全部または一部の業務を停止し、または本委託契約を解除することができるものとし、以下のとおり処理させていただきます。

- (1) 当社は、本条に基づき本委託契約に基づく全部又は一部の業務を停止し、または本委託契約を解除した場合、会員に対してその旨を通知します。  
ただし、当社が通常連絡方法を利用しても通知できないときは、通常到着すべき日時をもって上記の通知が到着したものとみなします。
- (2) 当社は、本条に基づき、本委託契約に基づく全部又は一部の業務を停止した場合、事前に会員に通知することなく、当該業務を再開できるものとし、
- (3) 本条に基づき、本委託契約を解除した場合、貴金属現物および年会費等については第 3 条に準じて処理させていただきます。

#### 第 20 条(免責事項)

次の各号の事由により本約款に基づく取引の取扱いに遅延、不能等が生じても、これによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由
- (2) 当社が相当の安全策を講じたにもかかわらず、電子機器、通信回線またはコンピューターハードウェア、ソフトウェア等に生じた障害
- (3) 当社以外の第三者の責めに帰すべき事由
- (4) 市況の変化や相場変動等
- (5) コンピュータウイルスや第三者による妨害、侵入または情報改変等、当社の責に帰することのできない理由
- (6) 本委託契約およびその他の契約事項に反した取引
- (7) 第三者等のなりすまし行為等

#### 第 21 条(元本の取扱い)

貴金属積立・貴金属現物取引は、元本を保証する商品ではありません。会員が購入した貴金属の価格は日々変動しますので、ご売却の際に購入時の価格を下回る場合があります。

- 2 第 9 条第 3 項に基づき保管されている貴金属現物に対する会員の返還請求権は、保管先において破綻もしくは倒産等の事由が生じた場合、履行されない場合があります。

**第 22 条(本約款の変更)**

本約款および関係約款等の内容は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更されることがあります。

- 2 変更の内容が、会員の従来の特権を制限したり、新たな義務を課したりすることになる場合には、当社は事前にその内容を会員に通知します。この場合、所定の期日までに会員本人より特別な異議等の連絡がない場合には、その変更に同意いただいたものとみなします。
- 3 前項の通知は、当社所定の方法により行います。なお、変更の内容が軽微である場合は、当社ホームページ上の掲示による方法に代えることがあります。

**第 23 条(合意管轄)**

お客様と当社との裁判上の紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

施行日 : 平成 24 年 3 月 26 日

施行日 : 平成 24 年 11 月 1 日

施行日 : 平成 25 年 2 月 12 日



# ドットコモディティ株式会社

代表取締役社長 舟田 仁

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-21-8 セラ 51 ビル 6 階

サービス・取引ルール・画面操作・口座開設その他に関するお問い合わせ

カスタマーサービス : 0120-117-211 (フリーコール)

メールアドレス : [customer@commodity.co.jp](mailto:customer@commodity.co.jp)

「ドットコモディティ・オンライン・ゴールドクラブ」  
ーオンラインサービス付属約款ー

**第 1 条(ドットコモディティ・オンライン・ゴールドクラブ)**

ドットコモディティ・オンライン・ゴールドクラブとは、ドットコモディティ株式会社（以下、「当社」といいます。）の貴金属積立・貴金属現物取引口座にご加入のお客様（以下、「会員」といいます。）が、ご本人が利用するパソコン等の電子機器からインターネットを介して、当社が提供するオンライン・ポータルサイト「Formula」へアクセスした上で、第 4 条に記載の取引等をご利用いただくサービス（以下、「本サービス」といいます。）のことをいいます。本付属約款は、貴金属積立・貴金属現物取引「ドットコモディティ・オンライン・ゴールドクラブ」取引約款（以下、「基本約款」といいます。）を補完するもので、会員が本サービスを利用される際の取扱いに関して適用されるものとします。

**第 2 条(ユーザーID およびパスワード)**

当社が提供する貴金属積立の契約が成立した会員に対し、本サービスを利用するために必要となる「Formula」へのアクセスに必要なユーザーID およびパスワードが付与されます。

- 2 ユーザーID およびパスワードは、当社より会員本人に対して、ユーザーID については書面で、初期パスワードについては電子メールにより、それぞれ通知させていただきます。会員は、前各項により付与されたパスワードを「Formula」のサイト内に設けられたユーザー設定変更画面から変更することができます。

**第 3 条(本サービスの利用に必要な機器類と環境設定)**

会員は、ご本人の責任と負担において、インターネットを介して本サービスを利用するために必要となる電子機器類やソフトウェア等を準備し、環境の設定を行うものとします。

**第 4 条(利用可能な取引等)**

会員は、本サービスにより次の取引等を利用できるものとします。

- (1) 貴金属現物の残高照会
- (2) 貴金属積立金額・数量の取消依頼・積立中止依頼
- (3) 基本約款第 10 条に規定された貴金属現物売却の申込み
- (4) 基本約款第 11 条に規定された貴金属現物購入の申込み
- (5) その他付随する機能など

**第 5 条(本サービスの利用時間)**

本サービスは、第 12 条の事由により当社が本サービスの運用を一時停止、または中止する場合を除き、原則としていつでも利用できるものとします。

**第 6 条(ログイン認証)**

会員は、本サービスを利用するに当たり、当社所定の「Formula」ログイン画面へアクセスし、第 2 条記載のユーザーID およびパスワードを使用して、同サイトへログインすることにより認証を受けるものとします。

#### 第7条(情報の管理)

- 会員は、第6条におけるログイン認証に必要なユーザーIDおよびパスワードを他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう、会員本人が責任を持って厳重な管理を行うものとします。
- 2 会員が第6条の方法によりログインした上で、第4条に記載された取引の申込みを行った場合、当社は会員側にいかなる理由があろうとも会員本人よりなされた有効な申込みとして取扱いします。ユーザーID、パスワードの不正使用や事故等のために会員に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。
  - 3 会員は、ユーザーID、パスワードを失念した場合、あるいは紛失・盗難等の事由により第三者に使用される恐れがあると判明した場合は、直ちに当社へその旨を連絡するものとします。当社は、この連絡を受付けた後、直ちに当該会員のユーザーID、パスワードによる本サービスの利用を一時停止する措置を講じます。会員が連絡を怠った場合やこの連絡の前に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
  - 4 前項において、会員がユーザーID、パスワードの再発行を希望される場合は、当社指定の画面より、再発行に必要な当社所定の手続きを行うものとします。

#### 第8条(積立貴金属の現物売却・返却および現物購入の申込み受付)

- 会員が、本サービスの利用により、第4条第3号記載の積立貴金属の現物売却・返却、または同条第4号記載の現物購入を申込みされた場合、その情報を当社が正常に受信した時点をもって当社における申込み受付確定時間とします。当社は、受信した申込みの内容を、基本約款に従い執り行います。なお、理由の如何にかかわらず当社が正常に受信できなかった場合、申込みは行われなかったものとします。
- 2 本取引では、常に高い流動性を確保し、お客様の注文執行内容が当社提示価格に対して理論上約定が可能な場合、「約定」を成立させます。ただし、過誤による無効な価格レート（以下、「インバリッドレート」という）の発生後、誤って注文執行され約定がなされた場合、当該注文の取消しあるいは修正が行われます。インバリッドレートの発生により意図しない損失が生じる可能性があります。

#### 第9条(積立貴金属の現物売却・返却および現物購入の制限等)

- 当社は、本サービスによる積立貴金属の現物売却・返却および現物購入の申込みについて、会員毎に1日当りの取引量の上限を別途定めることができます。
- 2 理由の如何を問わず、会員からの現物売却・返却または現物購入の申込みが急増した場合、当社は1日当りの会員全体における現物売却・返却または現物購入の限度量に別途上限を定めることができ、上限を超える申込みは、断ることができるものとします。

#### 第10条(会員の意思によるサービス利用の中止)

会員が本サービスの利用の中止を申し出る場合、当社所定の方法に従い手続きを行うものとし、当社はこの申し出を受けた後、速やかに当該会員による本サービスの利用を停止する措置を講じるものとします。

#### 第 11 条(本サービス利用資格の喪失)

会員が以下の各号のいずれかに該当した場合、当該会員は本サービスの利用資格を喪失するものとします。

- (1) 基本約款第 12 条に基づき貴金属積立の契約が中途解約された場合
- (2) 基本約款第 13 条に基づき貴金属積立の契約が解除された場合
- (3) 基本約款および本付属約款の各条項の何れかに違反した場合
- (4) その他当社が当該会員による本サービスの使用を不相当と判断した場合
- (5) やむを得ない事由により、当社が本サービスの中止を申し出た場合

#### 第 12 条(本サービスの停止または中止)

当社は、次の何れかの事由により、会員への予告なしに本サービスを一時停止、または中止する場合があります。

- (1) 本サービスを提供するために必要な装置の保守点検、または設備の更新を緊急に行う場合
  - (2) 本サービスを提供するために必要な装置の故障、障害、異常等が発生した場合
  - (3) 本サービスを提供する地域において停電が起きた場合
  - (4) 天災、火災、事変等の非常事態が発生した場合、または発生する恐れがある場合
  - (5) その他、当社が本サービスを停止することが必要と判断した場合
- 2 当社は、本サービスの一時停止、または中止によって生じた会員の損害について、その責任を一切負わないものとします。

#### 第 13 条(免責事項)

当社は、次の事由により会員に生じた損害については、その責任を一切負わないものとします。

- (1) 会員が第 6 条に記載されたログイン認証後に行った申込みにより生じた損害
- (2) 電話回線等の通信経路において、盗聴等がなされたことにより会員のユーザーID、パスワードや取引情報が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害
- (3) 通信機器およびコンピュータ等の障害並びに回線等の障害、電話の不通により情報伝達の遅延、不能、誤作動等により生じた損害
- (4) 前各号において、当社の故意または重大な過失に起因するものではないもの
- (5) 天災、火災、事変等の非常事態や裁判所等の公的機関の措置等で不可抗力と認められる事由により生じた損害

#### 第 14 条(本付属約款の変更)

当社は、本付属約款の内容を会員への事前通知なく任意に変更することが出来るものとし、変更後は変更内容に従うこととします。

#### 第 15 条(準用規定)

本付属約款に定めるものの他は、すべて基本約款に従うものとします。

「ドットコモディティ・オンライン・ゴールドクラブ」  
－貴金属デリバリーサービス概要－

取引約款第 12 条の規定に基づき、お預かりの貴金属を以下の方法にてデリバリー（返却）させていただきます。

#### 1. デリバリー(返却)方法

メールもしくは電話によるお客様の指示によりデリバリー依頼を行っていただきます。毎営業日午後 3 時 30 分までに受付けた依頼に対し、翌営業日午前 9 時 30 分発表の当社小売価格にて消費税相当額を徴収、各種手数料を精算後、デリバリー受付完了といたします。受付完了の 7 日前後頃までに登録のご住所へ送付いたします。

#### 2. デリバリーできる貴金属の種類

デリバリー可能な貴金属地金の種類は、純度 99.99%以上の東京工業品取引所の受渡供用品ブランドの金地金（100 グラム単位または 1 キログラム単位）といたします。

#### 3. デリバリーにかかる諸費用

地金の種類とサイズに応じた消費税相当額と引き出し手数料（バーチャージ費込み）ならびに送料（保険料込み）をデリバリーにかかる諸経費として別途徴収させていただきます。

(消費税相当額)

デリバリー受付完了した翌営業日の当社小売価格×引き出し重量×消費税率

(引き出し手数料)

地金の種類	サイズ	引き出し手数料（税込/本）
純 金	100 グラム	6,300 円
純 金	1 キログラム	26,250 円

(送 料)

保険料込み送料（税込み）は、1 回につき 2,100 円

(UBS ブランド指定追加料金)

地金の種類	サイズ	引き出し手数料（税込/本）
純 金	100 グラム	4,200 円
純 金	1 キログラム	12,600 円

※UBS ブランド指定を行わない場合、本追加料金は不要です。

#### 4. デリバリー計算書

デリバリーにかかる計算書を別途電子メールにて発行させていただきます。

#### 5. デリバリーに関する注意

多数のお客様からのお引渡しのお申込みが短期間に集中した場合や市中在庫の流通状況によりお引渡しが遅延することがあります。また弊社は、市場で正常に取引できない場合、デリバリーのお申込みの受付を停止することがあります。